

〈財産形成年金預金〉商品概要説明書(1/2)

平成25年1月4日 現在

1. 商品名	財産形成年金預金	
(愛称)	(財形年金)	
	預入金額毎の預金が期日指定定期預金の場合	預入金額毎の預金がスーパー定期の場合
2. 販売対象	財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方 おひとり1契約で、1金融機関に限ります。	
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立期間5年以上(毎年1回以上定期に預け入れが必要です。) ・ 最終預入日から年金受取開始日までに6か月以上5年以内の据置期間が必要です。 ・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。 	
4. 預入		
預入方法	給与または賞与からの天引き預入。預入毎に定期預金を作成します。	
預入金額	1回あたり1,000円以上	
預入単位	1,000円単位(ただし、この預金を満期日または最長預入期限にその元利金の合計額を自動継続する場合は1円単位)	
5. 払戻方法 (払戻要件)	支払開始日以降、5年以上20年以内の期間にわたり3か月毎にご指定の口座に振り込みます。	
6. 利息		
適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 預入金額毎に預入日の店頭表示の利率を適用します。 	
利払方法 (頻度)	個別の定期預金毎に、満期時に一括してお支払いします。	
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする1年毎の複利計算	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産形成住宅預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます。 この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・ 年金以外で払戻される場合は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の支払開始後5年超の場合には解約利息のみに課税されます。 	
8. 手数料	_____	
9. 付加できる特約事項	_____	

〈財産形成年金預金〉商品概要説明書(2/2)

平成25年1月4日 現在

10. 中途解約時の取扱い	全解約のみ可能で、一部解約はできません。																				
	預入金額毎の預金が期日指定定期預金の場合	預入金額毎の預金がスーパー定期の場合																			
	<p>満期日前に解約する場合は、預入金額毎に次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により2年毎の複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%	<p>満期日前に解約する場合は、預入金額毎に次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により日割計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満
預入期間	〈期限前解約利率〉																				
6か月未満	解約日の普通預金利率																				
6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%																				
1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%																				
1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%																				
2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%																				
2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%																				
預入期間	〈期限前解約利率〉																				
6か月未満	解約日の普通預金利率																				
6か月以上 1年未満	約定利率×50%																				
11. 金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会ください。																				
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>																				
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 この預金は、「財産形成年金預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。 預金保険制度の付保対象預金です。平成14年3月末までは全額保護(利息を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 																				